

在宅歯科口腔ケア業務雇用契約書

歯科医療機関 (以下「甲」という) は、居宅療養管理指導及び訪問歯科衛生指導
訪問診療補助を行うに際し、歯科衛生士 (以下「乙」という) と下記のとおり雇用契約
を締結する。

(契約期間)

第1条 本契約の期間は 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの1年間とする。
ただし、甲乙それぞれ更新1ヶ月前までに文書による申し出がない場合は毎年自動更新される
ものとする。

(就業場所)

第2条 本契約における就業の場所は、茨城県牛久市 となる。

(業務内容)

第3条 甲は下記の業務を乙に指示し、乙がこれに従事するものとする。

- 1 乙は甲の具体的指示のもと、患家または施設等に訪問し、口腔ケアにあたる。
- 2 乙は甲の要請により、患者の緊張緩和や、術前の衛生管理、診療補助などのため同時訪問する。
- 3 乙は患者本人のみならず家族介護者や施設スタッフにも誠意を持ってあたり、甲との連携を
スムーズにし、口腔ケアの効果を引き出せるように努める。
- 4 患者のケアマネージャーや他職種との連携に努め且つ歯科情報の提供にも努める。

(業務内容の記録)

第4条 乙は口腔ケアの内容、患者の様子などをケアの記録として記載し、速やかに甲に提出する。
この記録の原本は甲が保管し、乙は写しを保管する。

(業務内容の報告)

第5条 乙は毎回の口腔ケア終了後、文書またはメール、FAX等で甲に報告する。

(始業と終業)

第6条 基本的な始業時間は9時、終業時間は17時とする。

- 1 終業時間までに業務が終わらない場合には時間外労働を命じることができる。
- 2 休憩時間として60分取るものとする。

(休日及び休暇)

第7条 休日及び休暇については下記のとおりとする。

- 1 休日 毎週日曜日、国民の祝日、年末年始、お盆、その他指定する日。
- 2 有給休暇 6ヶ月以上継続して勤務した場合に法定通りの有給休暇を付与する。
- 3 その他 病気療養、慶弔の際には休暇を認める。

(報酬)

第8条 甲は乙に対して報酬として次の金額を支払う。

- 1 一名一回の訪問業務に 2500 円の報酬を支給する。
- 2 ガソリン代、交通費は上記金額に含まれるものとする。
- 3 賞与、退職金の支給はないものとする。
- 4 ケア用品代は原則、甲の負担とする。

(支払い方法)

第9条 甲は、乙の当月活動分の報酬を、翌月の月末までに乙に支払うものとする。

(退職)

第10条 定年による退職はないものとし、自己都合による退職の場合には、1ヶ月以上前に届け出るものとする。また、乙の故意または過失により甲に損害を与えた、もしくは与える可能性のある事象が発覚した場合には、甲は即時に乙を解雇することができる。

(損害賠償)

第11条 ケアを受けた患者に不測の事故が発生した場合の補償については、ケアに従事した乙に故意または重大な過失がある場合を除いて、甲が行う。

(責任と義務)

第12条 単独で訪問ケアに当たる場合、第11条にあたるような不測の事態を招かぬよう、歯科専門職としての責任と義務を果たさなければならない。

- 1 リスク管理に努めなければならない。
- 2 顧客満足（外部利益）を最優先とする。
- 3 歯科専門職としてのスキルを身に付け、安心・安全・安楽に食べることの支援を現場多職種とともに支援する。

(その他)

第13条 本契約に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。また契約時に歯科衛生士免許証の写しを甲に提出するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所
医療機関名
代表者氏名 印

乙 住所
氏名 印